

1998年10月20日

函館開発建設部長
杉岡 博史 様



見市川沿い国道277号復旧工事に関する要望書

本年5月の集中豪雨により熊石地区で発生した、標記国道の被害箇所の復旧工事にあたり、河川環境保全の観点から下記のとおり要望いたします。

記

1 河川工作物と増水被害の因果関係を検証しその結果を復旧事業に生かすこと

今回の被害箇所は、従来の河川流路部分に接しておらず、豪雨の増水により、上流の冷水川合流部付近の大規模なコンクリート擁壁が新しい流路を誘導し、そのために下流側に大量な土砂が新しく堆積され、そのことが国道の崩壊に連なったと考えられる。したがって河川流路と河川工作物との関係、国道被害との因果関係を検証し、今後の河川環境保全に役立てること。

2 「魚が棲める川づくり」を配慮すること

河川行政では「魚が棲める川づくり」が進められているが、見市川はサクラマスやサケなど水産動物の保護河川にされている。したがって復旧工事にあたっては、川底や川岸の湧水箇所を繁殖などに利用する魚の生態を尊重し、また計画や事業の立案、実施の段階で、檜山支庁や漁業組合など関係機関と十分に協議すること。

3 流域の土地利用計画を総合的・合理的に進めること

河川の災害は、ややもすれば異常な気象状態や、予測以上の降雨量などに起因するものと判断されがちであるが、河川流域の土地利用の変化などにより保水能力が低下していることも密接に関係していると考えられる。

したがって従来の縦割り行政にとらわれず、流域の森林施業その他が、河川環境に悪影響を与えないように、多方面の関係者が協調して、総合的・合理的な土地利用が進められることに努力すること。